

## 令和8年度 宇和島市奨学生募集要項

### 1 目的

経済的理由により修学困難な方に対して、奨学資金を貸し付けて修学を支援することを目的とします。

### 2 募集人員

高校・高専学校、大学・短大・専門学校 いずれも若干名

### 3 貸与額

学校別	入学支度金 (1回限り)	修学金
高校・高専学校	150,000円	月 15,000円
大学・短大・専門学校	300,000円	月 30,000円

### 4 貸与期間

令和8年4月から卒業まで（正規の修学期間）

### 5 奨学生資格

- (1) 保護者（親権を行う者または後見人）が、宇和島市内に在住し市税等を滞納していないこと
- (2) 高等学校、高等専門学校、専門学校、短期大学及び大学に進学希望または在学していること
- (3) 学業、人物ともに優良、健康であり学資の支弁が困難であると認められる者
- (4) 他の育英、愛媛県、その他の奨学生でない者

(「愛媛県高等学校等奨学のための給付金」は併給可能)

## 6 出願手続

在学する学校で交付される下記の（1）～（4）の書類に必要事項を記入し、（5）を添えて学校を通じて提出してください。ご提出いただいた書類の返還には応じかねますので、ご了承願います。

- （1）様式第1号 奨学生願書
- （2）審査基準に係る特別控除確認書
- （3）同意書（保護者）
- （4）承諾書兼同意書（連帯保証人）
- （5）所得（課税）証明書（税務課発行のもの）

※令和6年中の所得等の内容が記載された令和7年度分

## 7 募集期間

令和7年11月25日（火）～令和8年1月13日（火）

## 8 奨学生の基準

人物、健康、学力及び家計の各基準については、愛媛県奨学生に準じて行います。

## 9 奨学生の内定及び決定

- （1）学校長からの推せん調書、本人の願書等について審査し決定します。願書等の提出時に進学先が決定している場合は、内定者として決定する手続きを省略します。  
進学先が決定していない場合は、内定者とし、進学先決定の報告を受けた後、奨学生として決定します。（決定後は、「奨学資金貸付及び返還契約書」の締結が必要となります。）

- （2）奨学生（内定者）として決定すれば、学校長及び本人へ通知します。（2月上旬頃）

## 10 連帯保証人

「奨学資金貸付及び返還契約書」の作成にあたって、連帯保証人を2名選任してください。

1名は保護者で宇和島市に住所を有し、市税等を滞納していないこと、その他の1名は宇和島市に住所を有し、奨学生及び保護者と別生計で住民税を賦課され、市税等を滞納していないことが必要です。

申請者は前もって、連帯保証人の候補者に、条件の説明及び連帯保証人になることの承諾をいただくようお願いいたします。

※奨学生に採用された際の「奨学資金貸付及び返還契約書」の取り交わし及び貸与が終了した際の「奨学資金借用証書」の提出にあたって、印鑑証明書を添付と、書類へ署名押印いただく必要があります。

## 11 返還の義務

奨学資金は貸与するものですから、卒業後は必ず返還しなければなりません。卒業後の就職、進学その他について制限はありません。

奨学資金の返還は、貸与を終了してから原則1年経過後、当年賦によって10年以内に返還していただきます。